令和７年第４回教育委員会定例会日程

日時 令和７年４月１４日(月) 午前９時３０分

場所 市役所７階７０１会議室

第１　議案第１７号　東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について

第２　議案第１８号　東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

第３　議案第１９号　東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

第４　教育委員報告
令和７年度小学校及び中学校の入学式について

議案第１７号

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和７年４月１４日提出

東久留米市教育委員会教育長　片柳　博文

（提案理由）

「令和７年度（令和６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の評価を行うため、有識者を委嘱する必要がある。

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者名簿（案）

敬称略

氏　　名	住　　所	経　　歴	
並　木　　正	東京都 目黒区	聖路加国際大学客員教授、東京理科大学非常勤講師、東京農業大学非常勤講師 （元職）足立区立東綾瀬中学校長、足立区立中学校教育研究会理科部長、全日本中学校校長会総務部副部長、東京都中学校理科教育研究会教育課程委員長、江戸川区教育委員会指導室長、教職員研修センター専門教育向上課長など	再　任
鯨岡　廣隆	東京都 東久留米市	学校法人科学技術学園監事 東京都高等学校体育連盟剣道専門部顧問 （元職）國學院大學客員教授、東京都立両国高等学校・附属中学校統括校長、東京都高等学校体育連盟副会長・同剣道専門部部長、東京都教育庁指導推進担当部長・同全国高校総体推進担当部長、東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長、東京都教職員研修センター経営研修課指導主事、渋谷区教育委員会指導主事、東京都公立高等学校教諭など	新　任

任期：令和７年５月２０日～令和８年５月１９日（１年間）

議案第１７号資料
令和７年４月１４日
教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第２５条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

１　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

２　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

３　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

４　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

５　次条の規定による点検及び評価に関すること。

６　第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第１項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない

４　教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第１項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

東久留米市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（１）　教育行政の運営に関する一般方針を定めること。

（２）　学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

（３）　特に重要な教育財産の取得及び処分について申し出ること。

（４）　都費負担教職員（以下「教職員」という。）の服務の監督についての一般方針を定めること。

（５）　校長、副校長の任免並びに教職員の分限及び懲戒について内申すること。

（６）　委員会及び委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（服務に関する事項を除く。）。

（７）　法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

（８）　法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

（９）　校長、教員その他教育職員の研修の一般方針を定めること。

(10)　学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。

(11)　教育委員会規則及び規程の制定又は改廃に関すること。

(12)　社会教育委員その他法令、条例及び規則に基づく各種委員を任命又は委嘱すること。

(13)　通学区域の設定及び変更を決定すること。

(14)　文化財の指定及び解除に関すること。

(15)　教科用図書の採択に関すること。

（教育委員会への報告）

第４条　教育長は、第２条の規定により、教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

２　教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱

（目　的）

第１　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定　義）

第２　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

一　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。

二　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３　点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育振興基本計画」の単年度計画に基づく主要施策とする。

（点検及び評価の実施方法）

第４　点検及び評価は、前年度の事業計画の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年１回実施する。

２　事業計画の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

３　学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

ア　「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

イ　「点検・評価に関する有識者」の任期は１年とする。

４　点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

（委　任）

第５　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 11 月１日から施行する。

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

議案第１８号

東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和７年４月１４日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

＜解嘱＞　　解嘱年月日　令和７年４月１３日

氏　名	役職等	備考
大野　寿久	市立神宝小学校長	1 号委員（学校教育の関係者）
齋藤　実	市立中央中学校長	1 号委員（学校教育の関係者）

＜委嘱＞　　委嘱年月日　令和７年４月１４日

氏　名	役職等	備考
内田　かほ里	市立第七小学校長	1 号委員（学校教育の関係者）
藤井　和重	市立下里中学校長	1 号委員（学校教育の関係者）

任期：令和８年８月３１日まで（上記退任者の残任期間）

提案理由
令和７年４月１日付人事異動に伴い委員の解嘱があるため、残任期間について新たな委員を委嘱する必要がある。

議案第１８号資料
令和７年４月１４日
教育部生涯学習課

第31期東久留米市社会教育委員会議 委員名簿（案）

氏　名	役職・経歴等		新任・現任
山本　真美枝	１号委員 学校教育の関係者	市立第九小学校長	現任
内田　かほ里		市立第七小学校長	新任
藤井　和重		市立下里中学校長	新任
田端　六郎	２号委員 社会教育の関係者	NPO法人 東久留米市文化協会　相談役	現任
永田　昇		NPO法人 東久留米市体育協会　会長	現任
菅沼　法子		ボーイスカウト東久留米 第２団副団委員長	現任
井原　惠子	３号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者	民生委員・児童委員	現任
上田　幸夫	４号委員 学識経験のある者	日本体育大学名誉教授	現任
奈良　忠寿		自由学園最高学部教授	現任

任期：令和６年９月１日～令和８年８月３１日

○東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

昭和３９年４月１日

条例第４号

（目的）

第１条　社会教育法第２条にいう社会教育を振興するため同法第１７条の業務を進展することを目的とする。

（設置）

第２条　社会教育法（昭和２４年６月１０日法律第２０７号）第１５条により、東久留米市社会教育委員（以下「委員」という。）をおく。

（定数及び委嘱の基準）

第３条　委員の定数は、１０人以内とする。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（１）　学校教育の関係者

（２）　社会教育の関係者

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者

（４）　学識経験のある者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

（条例施行上必要な事項）

第５条　この条例施行上必要な事項は教育委員会が別に定める。

付　則

この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

付　則（平成１２年１２月２０日条例第６２号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２６年３月３１日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第１９号

東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和７年４月１４日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

（提案理由）
　東久留米市立図書館協議会設置条例第２条第２項の規定により、委員は、教育委員会が任命する必要がある。

＜解　嘱＞

氏名	区分	役職等	解嘱日
若澤　直樹	１号委員 学校教育関係者	南中学校校長	令和７年３月３１日

＜委　嘱＞

氏名	区分	役職等	委嘱日
中野　英水	１号委員 学校教育関係者	中央中学校校長	令和７年４月１５日

新委員の任期：令和７年４月１５日～令和８年３月３１日（前委員の残任期間）

議案第１９号資料
令和７年４月１４日
図　　書　　館

東久留米市立図書館協議会委員名簿（案）

職名	氏名	区分	役職等	新任・現任
委員	古矢　美雪	１号委員 学校教育関係者	第五小学校校長	現任
委員	中野　英水		中央中学校校長	新任
委員	菅沼　法子	２号委員 社会教育関係者	社会教育委員	現任
委員	川本 かず子		特定非営利活動法人 多言語多読理事	現任
委員	青野　正太	３号委員 家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者	駿河台大学専任講師	現任
委員	佐藤　尚子		元国立国会図書館司書監	現任
委員	下平尾　直		駒沢大学ジャーナリズム・政策研究所指導員	現任
委員	丸山　美緒		民生委員・児童委員 （主任児童委員）	現任
委員	豊田　達也	４号委員 公募による者	市民委員の公募により選出	現任
委員	三原 明津子		市民委員の公募により選出	現任

任期：令和６年４月１６日～令和８年３月３１日
新委員の任期：令和７年４月１５日～令和８年３月３１日

関係資料

図書館法（抜粋）

第一章　総則

（図書館協議会）

第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

東久留米市立図書館協議会設置条例

（設置）

第１条　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条の規定により、東久留米市立図書館に東久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）をおく。

（組織）

第２条　協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とする。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（１）　学校教育関係者

（２）　社会教育関係者

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者

（４）　公募による者

（任期）

第３条　委員の任期は２年とする。ただし、再任をさまたげない。

２　委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第４条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

東久留米市立図書館協議会運営規則

（目的）

第１条　東久留米市立図書館協議会設置条例(昭和 50 年条例第 53 号)第４条の規定により、東久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（委員の構成）

第２条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会が任命する。

（１）　学校教育関係者　２人以内

（２）　社会教育関係者　２人以内

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者　４人以内

（４）　公募による者　２人以内

（委員長および副委員長）

第３条　協議会に委員長および副委員長各々１名をおく。

２　委員長および副委員長の任期は、各々委員としての任期による。

３　委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

５　委員長および副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第４条　会議は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、東久留米市立図書館において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会にはかつて定める。